

みやぎ高齢者元気プラン推進委員会での Web 会議システムの活用について

1 Web 会議システムの導入について

- ・委員会の運営に関し必要な事項については、みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例（平成十七年宮城県条例第五十八号）第 5 条の規定に基づき、委員長が委員会に諮って定めることになる。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、Web 会議システムを利用した本委員会への出席に係る取扱いを検討し、資料 8 - 2 のとおり取扱い（案）を作成したので、今回委員会に諮ることとしたもの。

2 Web 会議システム利用時の取扱いについて

- ・資料 8 - 2 「Web 会議システムを利用した会議への出席について（案）」のとおり。
- ・委員長（議長）が出席している場所が会議開催場所となるため、議長は Web 会議システムを利用することはできない。

3 Web 会議システムの利用方法について

- ・使用サービスは、シスコシステムズ合同会社の「Cisco Webex Meetings」。
- ・県から招待を受けるメールアドレスが必要。
- ・パソコンの場合には、初回起動時のみプラグインのインストールが必要。
- ・スマートフォンの場合には、アプリのインストールが必要。
- ・県（Web 会議の主催者）は、電子メールで参加者を招待し、Web 会議に招待された者は、受信したメールから Web 会議に参加することが可能。

4 本委員会の公開・傍聴について

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号）第 19 条の規定に基づき、本委員会は公開されている。そのため、WEB 会議システムを利用して開催しても、本庁会議室内に傍聴席、記者席を設け、会議は公開する。

5 WEB 会議システム利用による出席者の費用弁償等について

通常の会議出席の場合と同様に、附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）第 2 条の規定に基づく報酬を支給する。

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号）

（会議の公開）

第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合